

平岡会計だより

2025.1 Vol. 181

発行元



税理士法人 平岡会計事務所
大阪府中央区天満橋京町1番26号
尼信天満橋ビル7階
TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868
<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

<目次>

- 税務》賃上げ促進税制の改正……………P 2
特集》相続時精算課税と贈与税の申告……………P 3
労務》現物給与の取扱い（社会保険）……………P 4

謹 賀 新 年

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別のご高配を賜り、おかげさまで弊所も無事に新年を迎えることができましたこと、御礼申し上げます。

昨年、税理士業界を含むバックオフィス業務はAIやRPA（人がパソコンで行っている作業を同じ形で人の代わりにロボットが作業する。）などが活用され、今後より一層進んでいくことになるだろうと予想されます。弊所では常に新しいことにチャレンジする精神を持ち続け、税務だけでなくそれ以外の分野でも研鑽を重ね、人への投資にも積極的に取り組みたいと考えております。

昨年はお客様向けの勉強会を始めました。まだまだ不慣れなことが多く、満足していただけるレベルには達しておりませんが、今年も専門家としての自負のもと、最新の税制改正に限らず、経営に役立つ情報を提供できるよう努め、月次報告の一層の充実、経営計画の立案支援、経理事務の省力化など、皆様の経営をサポートして参る所存です。何卒変わらぬご愛顧のほど、よろしく願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。



若草山 山焼き

～賃上げ促進税制の改正～

2024年度税制改正により、中小企業向けの賃上げ促進税制が拡充され、中小企業（個人事業も含む）の場合は、「2つの上乗せ要件を満たすと最大45%の税額控除」「5年間の繰越控除が可能に」の2点が大きく変わりましたので、制度の概要を含めご案内します。

《改正後の制度の対象時期》

法人：2024年4月1日～2027年3月31日の間に開始する各事業年度

個人：2025年～2027年の各年



《制度の概要》

賃上げ促進税制は賃上げを実施した場合に、その給与支給額の増加額の一部を法人税（所得税）から税額控除できる制度です。税額控除額の計算式は次の通りです。

$$\begin{aligned} \text{税額控除額} &= (\text{適用事業年度の給与支給額} - \text{その前年度の給与支給額}) \times \text{税額控除率} (\%) \\ \text{税額控除率} (\%) &= \text{賃上げ要件の税額控除率} + \text{上乗せ要件①の税額控除率} \\ &\quad + \text{上乗せ要件②の税額控除率} \end{aligned}$$

【賃上げ要件】※必須要件

適用事業年度の給与支給額が、前年度の給与支給額より1.5%以上増加していることが要件です。増加率に応じて税額控除率が異なります。

◇給与支給額が1.5%以上増加している場合 ⇒ 税額控除率15%

◇給与支給額が2.5%以上増加している場合 ⇒ 税額控除率30%

【上乗せ要件①】教育訓練費増加要件

教育訓練費の額が一定以上増加した場合に、税額控除率が上乗せされる要件です。

教育訓練費が前年度より5%以上増加している

かつ

⇒ 税額控除率10%上乗せ

教育訓練費が給与支給額の0.05%以上である

【上乗せ要件②】子育てとの両立支援・女性活躍支援要件

厚生労働省の認定支援（くるみん認定、えるぼし認定）の取得が上乗せ要件です。認定の取得には、行動計画の策定・届出から実施、申請まで、一定の期間を要します。

適用事業年度中にくるみん認定、くるみんプラス認定、
えるぼし認定（2段階目以上）を取得した

または

⇒ 税額控除率5%上乗せ

適用事業年度終了の時にプラチナくるみん認定、
プラチナくるみんプラス認定、プラチナえるぼし認定
を取得している



賃上げを実施した年度に税額控除しきれなかった金額は、翌年度以降に5年間の繰り越しが可能となりました。ただし、繰越控除をする年度においても、給与支給額が前年度給与支給額より増加していることが要件となります。（作成：辻川裕哉）



相続時精算課税と贈与税の申告

贈与税の課税方法には、『暦年課税』と『相続時精算課税』の2つがあり、贈与を受けた人は贈与者ごとに課税方法を選択することができます。今回は、『相続時精算課税』についてQ&A方式で解説します。



Q 1. 相続時精算課税とは、どのような課税方法ですか？

A 1. 相続時精算課税は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、贈与者が亡くなった時に贈与財産と相続財産の合計額を基に計算した相続税額から、すでに納めた贈与税相当額を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税を行う制度です。原則として60歳以上の父母または祖父母から、18歳以上の子または孫に対し財産を贈与した場合に選択できます。

相続時精算課税は、2500万円までの贈与について贈与税が非課税となり、それを超える金額には一律20%の税率で課税されます。暦年課税に比べて贈与税の負担が少なく、一度にたくさんの贈与ができるメリットがあります。



Q 2. どのような改正がありましたか？

A 2. 令和5年度（2023年度）税制改正により、相続時精算課税でも基礎控除として毎年110万円を控除できるようになりました。これにより、2024年分の贈与から、基本的な贈与税の計算式は次のようになります。

相続時精算課税を選択した贈与者（特定贈与者）ごとに

$$(\text{課税価格}^{\ast 1} - \text{基礎控除額} (110 \text{万円})^{\ast 2} - \text{特別控除額} 2500 \text{万円}^{\ast 3}) \times 20\%$$

※1 特定贈与者から1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額の合計額

※2 同じ年に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合は、110万円を特定贈与者ごとの課税価格で按分して計算

※3 前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額

Q 3. 相続時精算課税を選択するとき、何か手続きはありますか？

A 3. 贈与者からの贈与について相続時精算課税を初めて選択するときには、贈与をした年の翌年2月1日から3月15日までの間に、相続時精算課税選択届出書を所轄税務署へ提出しなければなりません。

基礎控除額以下のため贈与税の申告が必要でない場合であっても、この届出書の提出は必要です。なお、届出書の提出にあたっては、受贈者や贈与者の戸籍の謄本または抄本が必要となりますので、これらの書類の準備を事前に行うことにも留意しましょう。

相続時精算課税は、一度選択すると二度と暦年課税に戻れないなど検討すべき事項があります。相続時精算課税の適用については、お気軽に担当者へご相談ください。

現物給与の取扱い（社会保険）

給与は現金で支給されるのが一般的ですが、現金ではなく商品やサービスなどを支給する形の給与のことを現物給与といいます。社会保険の標準報酬月額を算定する場合には、この現物給与を通貨に換算して合算する必要があります。

◎「現物給与」にあたるもの

- ・主なもの…食事や住宅の提供、会社が支給する通勤定期券、自社製品、ユニフォーム、記念品



◎「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」

現物給与が食事や住宅の場合、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）に定められた額に基づいて通貨に換算します。都道府県別に価額が定められており、原則として勤務地が所在する都道府県の価額を適用します。現物給与価額の改正があった場合は「固定的賃金の変動」に該当するため、月額変更届が必要な場合があります。

都道府県名 (R6.4月改正分)	食事で支払われる報酬等		1人1月あたりの住宅 の利益の額（畳一畳に つき）（円）	その他の 報酬等
	1人1月あたりの 食事の額（円）	1人1日あたりの 食事の額（円）		
大阪府	22,500	750	1,780	時価
兵庫県	22,800	760	1,580	
京都府	22,800	760	1,810	

◎従業員の自己負担（給与からの徴収）がある場合

食事代の場合、提供を受けた従業員が2/3以上を負担している場合は、現物給与の取扱いでは無くなります。自己負担額が2/3未満の場合、現物給与の価額との差額分が現物給与となります。住宅の場合、条件はなく、現物給与の価額と自己負担額との差額が現物給与となります。



（作成：浜崎千絵）



『ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人』

著者：東野圭吾 発行：光文社

謎を解くためなら、手段を選ばない。コロナの時代に、とんでもないヒーローがあらわれた！

名もなき町。ほとんどの人が訪れたこともなく、訪れようもしない町。けれど、この町は寂れてはいても観光地で、再び客を呼ぶための華々しい計画が進行中だった。多くの住民の期待を集めていた計画はしかし、世界中を襲ったコロナウイルスの蔓延により頓挫。町は望みを絶たれてしまう。そんなタイミングで殺人事件が発生。犯人はもちろん、犯行の流れも謎だらけ。いったい、何が起こったのか。

「俺は自分の手で、警察より先に真相を突き止めたいと思っている」——。颯爽とあらわれた「黒い魔術師」が人を喰ったような知恵と仕掛けを駆使して、犯人と警察に挑む！

2025年に映画化も決定していますので、気になる方はぜひご一読ください。

— 編集後記 —



あけましておめでとうございます。本年もよろしく願っています。

今年は、大阪・関西万博が開催されます。期間は4月13日～10月13日、テーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」。

期間中は様々なイベントや国内外のアーティストのライブなどがあるそうです。

以前、上海万博に行った時はあまりの人の多さに疲れてしまい、ほとんど何も楽しめなかったのが、大阪・関西万博ではパビリオンなど色々楽しめたらいいなと思っています。飲食店も多数出店するそうなので、そちらも楽しみです。（石原）